

第 510 回福井地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 6 年 6 月 3 日（月）午後 3 時 30 分～午後 5 時 15 分
- 2 場 所： 織協ビル 6 階 603 号室（福井県福井市大手 3 丁目 7 番 1 号）
- 3 出欠状況： 出席 14 名（欠席 1 名）
公益代表委員 井花委員、岡崎委員、佐藤委員、坪川委員、廣瀬委員
労働者代表委員 飯塚委員、杉田委員、玉川委員、中澤委員、山田委員
使用者代表委員 江端委員、豊嶋委員、中山委員、山埜委員、【酒井委員欠席】
事務局 石川労働局長、青木労働基準部長、木村賃金室長
川口室長補佐、富田賃金係員

- 4 議 題：
 - (1) 「福井地方最低賃金審議会運営規程」について
 - (2) 第 503 回審議会答申（付帯事項）に係る対応状況（報告）
 - (3) 最低賃金の審議日程等について
 - (4) その他

- 5 資 料
次 第
委員名簿
配付資料
参考資料

6 議事内容

○岡崎会長代理

本日は、大変お忙しい中、御出席を頂き、ありがとうございます。
会長代理の岡崎と申します。よろしくお願ひいたします。
本日の進行は、新宮会長が 4 月 30 日をもって御退任されましたので、私の方で務めさせていただきます。
それでは、ただいまから、第 510 回福井地方最低賃金審議会を開催します。
本日の審議会には、1 名の傍聴人がおられますことを報告します。
では、最初に定足数の確認を事務局よりお願ひします。

○川口室長補佐

本日は、使用者代表の酒井委員から、所用により欠席される旨の連絡をいただいております。
現時点の出席者は 14 名であり、全体の 3 分の 2 以上、各側 3 分の 1 以上の方に出席していただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。以上です。

○岡崎会長代理

では、最初に、今回、新たに任命された委員もおられますので、事務局から審議会委員の御紹介をお願いします。

(委員名簿を読上げ紹介)

○川口室長補佐

また、事務局職員についても一部人事異動がありましたので、改めて紹介させていただきたいと思います。お手元にある事務局名簿を御覧ください。

〈事務局名簿を読上げ紹介〉

○岡崎会長代理

では、今回新たに就任された委員の方に、一言御挨拶をお願いします。

公益代表の、佐藤委員、廣瀬委員、労働者代表の、飯塚委員、中澤委員の順でお願いします。

○佐藤委員

福井新聞社論説室の佐藤です。よろしくお願いします。

○廣瀬委員

福井県立大学の廣瀬です。よろしくお願いします。

○飯塚委員

J AM北陸の飯塚です。よろしくお願いします。

○中澤委員

連合福井・嶺南地域協議会の中澤です。よろしくお願いします。

○岡崎会長代理

ありがとうございました。

それでは、本年度最初の審議会に当たり、石川労働局長から御挨拶を頂きたいと思えます。

○石川労働局長

ただいま、御紹介頂きました福井労働局長の石川でございます。この4月に着任しました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

各委員の皆様方には、日頃から労働行政の運営に格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今年度、1年間、円滑な審議会運営に努めてまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

最低賃金につきましては、昨年11月に閣議決定された「デフレ脱却のための経済

対策」において、公労使の三者の最低賃金審議会では毎年最低賃金額についてしっかりと議論を行い、その積み重ねによって 2030 年代半ばまでに全国加重平均が 1,500 円となることを目指す」とされています。委員の皆様には、これまで同様、県内の実情・情勢を踏まえた議論をお願いいたします。

さて、本日は、令和 6 年度最初の審議会となります。この後、会長及び会長代理の選任や運営規定の確認等を行っていただきます。

また、昨年の地域別最低賃金の答申の際に頂いた答申の付帯事項につきまして、当局の取組状況や、確定している統計資料等について御説明させていただきます。

夏場の金額審議に向け、賃金引上げに向けた環境整備の状況や、県内情勢を把握して頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岡崎会長代理

では、会長及び会長代理の選出に移りたいと思っております。

選出につきまして、事務局より進行をお願いします。

○木村賃金室長

会長及び会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 24 条第 2 項及び第 4 項において、「会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」と規定されており、従来から公益委員の皆様との協議により候補者を決めていただいておりますが、今回もこの方法とすることで、御異議ございませんでしょうか。

〈異議等がないことを確認〉

○木村賃金室長

それでは、本会議に先立ち、公益代表委員の皆様にご協議頂いておりますので、協議結果を報告いたします。

会長には岡崎委員、会長代理には井花委員との結果となりました。

これらの結果につきまして、委員の皆様方の御推薦により決定をいただいたということとしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

〈異議等がないことを確認〉

○木村賃金室長

これをもちまして、会長に岡崎委員、会長代理に井花委員が選出されました。

○木村賃金室長

岡崎会長より御挨拶をお願いします。

○岡崎会長

ただいま、御指名を受けまして会長に選任されました福井大学の岡崎と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

新宮前会長が退任され、任期1年ということになりますが、お引き受けすることになりました。

最低賃金審議会につきましては、昨今、様々な形で世間から注目を浴びており、社会における影響力も大きくなっていると理解しております。

これまで9年間にわたり、委員を務めさせていただきました。経済状況、社会環境に基づき、公労使の委員の皆様が真摯に議論され、最終的に社会にとって、最も望ましいとお考えになる結論に導かれてきたと理解しております。

今年も真摯な議論が行われますように努めさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○木村賃金室長

井花会長代理より御挨拶をお願いします。

○井花会長代理

このたび会長代理に選任されました弁護士の井花と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会長を支え、今年度1年間充実した、円滑な議論が進むように鋭意頑張っていきたいと思っております。皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

○木村賃金室長

これ以降の議事進行は、岡崎会長、よろしくお願いいたします。

○岡崎会長

それでは、お手元の会議次第に基づき進めます。

まず、議題(1)「福井地方最低賃金審議会運営規程」について、事務局より説明をお願いします。

○木村室長

それでは、今後の審議会の運営に当たっての各規定の説明をさせていただきたいと思っております。

運営規程の説明の前に、審議会等の会議の成立要件について簡単に説明させていただきます。

審議会等の会議が成立するための条件としましては、最低賃金審議会令第5条の規定により、「委員総数の3分の2以上の出席又は各側委員の3分の1以上の出席」の要件を満たすことが成立要件となります。最低賃金審議会は、公労使委員の各側2名以上、最少では6名の出席があれば成立します。

各側3名で構成する専門部会においては、各側1名以上、最少では3名の出席により成立することになります。

運営規程につきましては、第1条から9条までの規定により構成されております。

第3条の小委員会に関する規定内容につきましては、「会長は、審議会の決議により、特定の議案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。」と規定されています。当局におい

ては、令和3年度、4年度の審議会において、特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無に関する審議について、審議会での全員協議会のみならず、審議会の審議に先行して参考人からの聴取等が行われました。

次に、第6条の会議の公開に関する規定内容につきましては、「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利等が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる」とされております。

第7条の議事録及び議事要旨につきましても、原則公開することとし、会議の公開と同じ理由により、会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができることとされ、議事録を非公開とする場合は議事要旨を作成し、公開することになっております。小委員会にも準用するとしています。

留意事項として、委員の皆様から審議会に提出される資料については、会議資料として公開を前提とする旨あらかじめ御承知おきください。

当最低賃金審議会については、昨年度、審議会での採決、金額改正に係る異議申出に関する審議及び特定最低賃金の改正の必要性に関する全員協議会について非公開として決定の上実施してきました。本年度の取扱いについて、同様でよろしいか御確認をお願いします。

なお、会議を非公開とした場合の議事内容については、議事要旨を当局ホームページに公開することになりますが、議事録自体の作成は必要であり、行政機関の保有する情報公開法に基づく開示請求がなされた場合は、これらの法律に規定された不開示情報を除き、その議事録等を開示することになります。

議事録及び議事要旨については、福井労働局のホームページに電子媒体を掲載することになります。審議会の配付資料は全て福井労働局のホームページに電子媒体を掲載してきたところですが、中には審議会の日程調整表やリーフレットなど、掲載の必要性が乏しいものもあり、これらは参考資料としてお配りし、福井労働局のホームページに掲載するものは本資料に限り、参考資料は求めに応じて行政サービスとしてお渡しする取扱いとしたいと思っております。この点、御承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

○岡崎会長

審議会の運営規程に関し説明がありました。

本年度も「非公開」とする議事については、審議会での採決、金額改正に係る異議申出に関する実質審議、特定最低賃金の改正の必要性に関する全員協議会の三つに関して非公開とすることについて、お諮りしたいと思います。

なお、議事を非公開とした場合であっても、議事要旨がホームページ上で公表されること、別途議事録が作成され、委員に共有されること、当該議事録について、行政文書の開示請求があった場合には、法令に基づき開示されることもあることが前提となります。このような前提に基づき、今年度も運用したいと思っておりますが、御意見、御質問等はございますか。

○玉川委員

以前、非公開議事録について問い合わせをした際に、非公開で見せられないと言わ

れたことがあった。

○木村賃金室長

非公開であっても議事録を作成することは説明のとおりで、委員の皆様は議事録を確認いただいています。昨年同様、今年も同じ取扱いをします。

○岡崎会長

よろしいでしょうか。

(ほかの意見のないことを確認)

○岡崎会長

では、本年度の当審議会においては、審議会での採決、金額改正に係る異議申出に関する実質審議、特定最低賃金の改正の必要性に関する全員協議会について非公開といたします。

次に、次第（２）第 503 回審議会答申（付帯事項）に係る報告について、事務局から説明をお願いします。

○木村室長

資料 3 頁を御覧ください。

第 503 回審議会答申（付帯事項）に係る対応状況を報告いたします。

第 1 の枠は、答申に際しての付帯事項を記載しております。

「当審議会においては、最低賃金の引上げに対して、県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備が必要であると考え、生産性向上を図るとともに、総合的な価格転嫁対策を推進し、賃上げ原資の確保につながる取組を継続的に実施するよう政府、関係機関に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り、多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるよう、支援の強化を求める。特に、業務改善助成金については、対象となる事業場の拡大、実行性ある支援の拡充を強く要望する。

3 段落では、エネルギー価格高騰に伴い、大きな影響を受ける事業者への各種支援を実施すること。

なお、各種支援策の実施に当たっての福井県内の関係機関が連携して中小企業・小規模事業者に対する支援を行うことを望む。

以上の関係機関に対する要望については、福井労働局貴局から関係機関への働きかけを要望する。」。以上の内容でございました。

これに対する報告事項を第 2 に記載しております。

報告事項を読み上げます。

答申内容は、第 503 回審議会会議報告として本省宛て報告しました。

厚生労働省では、各都道府県労働局からの要望を踏まえながら、後記第 3 の 1（１）及び 1（２）とおり、賃上げに関する支援策等について、弾力的な対応を実施しました。

また、福井労働局では、令和 5 年 8 月 17 日、福井県に対し、答申内容を通知した上で、県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃金を引き上げられるよう、賃上げ

しやすい環境の整備に向けた配意を要請しました。

福井県におかれては、後記第3の1(4)のとおり、関係機関と連携を図りながら、各種支援策を実施しています。

福井労働局としましては、引き続き、最低賃金・賃金の引上げに際して、事業再構築・生産性向上に取り組む県内の中小企業・小規模事業者へのきめ細やかな支援や取引適正化等、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組んでまいります。

第3は、取組事項を記載しております。

4頁では、「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」の利活用を積極的に周知しました。

また、(3)では、近畿経済産業局や福井県、県内労使団体等と連携し、「幸せ実感(ウェルビーイング)社会の実現に向けた共同宣言」を締結しました。

(4)の福井県独自の支援策であります「ふくい業務改善・賃上げ応援事業」、「ふくい物価高騰対策賃金アップ応援事業」についても積極的に周知したところです。

また、5頁では、各労働基準監督署が実施する定期監督等の機会などを通じて、相談窓口を紹介しました。

下請け取引の改善につきましても、各労働基準監督署が実施する定期監督等の機会などで賃金引上げに向けた環境整備等について検討するよう働きかけ、その際にパートナーシップ構築宣言や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について周知してきたところです。

「エネルギー価格高騰に対する支援」につきましても、経済産業省や福井県において、御覧のとおり、支援策が継続されたところです。

報告は以上です。

○岡崎会長

昨年8月に開催された第503回審議会答申(付帯事項)について報告がありました。

これについて、御意見はございますか。

〈意見がないことを確認〉

○岡崎会長

本報告については、了承とします。

続きまして、次第(3)最低賃金の審議日程等について、事務局から説明をお願いします。

○木村室長

地域別最低賃金の審議日程につきましては、資料57頁に掲載しています。御確認をお願いします。

次に、特定最低賃金の審議日程につきましては、お手元の参考資料1頁を御覧ください。

本日、大まかな審議日程をお示しいたしますので、必要性審議の所要日数や小委員会の設置、参考人の招致等の審議手法を含め御確認をお願いします。本日、御審議を踏まえ後日、日程調整をさせていただき、具体的な日時を決定してまいります。

説明は、以上です。

○岡崎会長

まず、「地域別最低賃金」の審議日程については、事務局で調整の上、お手元の本資料 57 頁のとおり運営したいと思いますが、御意見等ございませんでしょうか。

〈意見・異議なしを確認〉

○岡崎会長

地域別最低賃金の審議日程については、了承とします。

委員の皆様には、お忙しいところ恐縮ですが、日程の確保に御協力をお願いします。

また、「専門部会委員」については、推薦公示が来月となりますが、あらかじめ各側で調整の上、準備方よろしくをお願いします。

続いて、「特定最低賃金」の審議日程については、事務局からお手元の参考資料 1 頁のとおり、案が示されました。昨年度同様、全員協議会による必要性審議を 2 日に分けて実施し、令和 3 年度と 4 年度に実施した小委員会には設けない案となっています。参考人の招致の必要性を含め審議手法について御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○玉川委員

審議日程も含めて御質問よろしいでしょうか。

審議日程（案）では、第 1 回専門部会が 10 月 7 日、8 日、第 2 回目が 9 日、10 日、11 日。3 回目が 15 日、16 日です。

以前は、第 1 回専門部会において全業種一緒に開催され、その後に 3 回の審議を業種毎に行い、計 4 回の審議機会がありました。今年については第 1 回専門部会がどのように設置されるか決まっていないう中で、過去と同じく第 1 回専門部会を 4 業種ともに審議を行うとすれば、過去には公労使の各側最大 12 名で構成される会議を行っていました。業種ごとには最大 4 回の審議が考えられますが、審議回数ほどのように想定されているか確認したいと思います。最初から 4 業種についてやらない前提で、3 回の審議という意味でしょうか。

最近では、機械のみの審議であることから 3 回用意されても、実際は 2 回で終わっているため、3 回を設定しているということか確認したいと思います。

必要性審議の日程では、予備日を含め 3 日間となっています。ある程度、最大の日数が必要なのかという考えもあります。具体的な中身について、公労使で必要性について発言をさせていただく機会がありますが、参考人招致をいただくと、経済情勢や業種の状況を第三者的に情報提供をいただくと議論のそ上ができるのではないかと思います。他県では、現場視察をやっているところもあると聞きますが、そこまでは難しいと思います。

参考人を労使で用意する場合には、各側の意向に沿った人となるため、中立的で、福井県の実態、議論のそ上になるような情報をいただけるような参考人に来ていただける機会があれば、良いと思っています。

○木村賃金室長

玉川委員から御質問にありました第1回専門部会の合同開催については、部会長と部会長代理を選出する回であり、過去には複数の専門部会が一堂に会して、部会長等の選出を行う会議運営だったということです。

必要性審議において、複数業種に必要性が認められる場合には、御指摘の会議運営を行うことが有り得るということで御理解願います。必要性審議の経過を見たいうえで調整させていただきます。

参考人については、使用者側の意見を踏まえ、必要があれば事務局側で調整したいと思います。

○岡崎会長

本年度の特定最低賃金の審議手法について、日程については事務局からの提案どおり。小委員会の開催と参考人招致についてはいかがでしょうか。

〈意見なしを確認〉

○木村賃金室長

小委員会の開催の有無、参考人招致については、次回に向けて調整させていただきますと思います。

○岡崎会長

議題の(3)は以上とします。

最後に、次第の「(4)その他」ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〈意見なしを確認〉

○山埜委員

議事録の取扱いについて、今までの議事録は細かすぎるので、発言の主旨を損なわない程度に省略・修正することとしてはどうでしょうか。

また、これまでの議事で、休会の間、議事録を止めることはあったように思う。休会の実施する意見交換等については、議事録を作成する必要はないと思います。

○岡崎会長

事務局側、いかがでしょうか。

○木村賃金室長

はい、ありがとうございました。私どもとしては御指摘のとおりと思っています。

○岡崎会長

よろしいでしょうか。

○玉川委員

個別協議について議事録を作らないということになってしまうことは望ましくないとはいけません。

○岡崎会長

当審議会では、個別協議については議事録を作成するが、休会の間まで議事録を作成することは必要ないということで進めたいと思います。

よろしいでしょうか。

〈異議なしを確認〉

○岡崎会長

なければ、事務局から、本日の配付資料について説明をお願いします。

○木村賃金室長

配布資料につきましては、目安審議の時に分量が多くなることから、前倒しで提示しようと考えていましたが、本日は、時間が押しましたので、次回に御説明させていただきます。

○岡崎会長

では、次回に御説明いただくこととします。

特になければ、以上をもちまして、本日の審議会を終了します。

本日は長時間にわたりまして、御審議ありがとうございました。

〈閉会〉